

千葉県アルコール健康障害対策推進計画骨子（案）

第1章 はじめに

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の趣旨と位置づけ
- 3 計画の理念と目標
- 4 計画の期間
 - ・平成32年3月末まで（5年毎更新）

第2章 千葉県の現状

- 1 酒類販売（消費）の状況
 - (1) 本県における酒類産業について
 - (2) 酒類販売状況
 - (3) 酒類消費状況
- 2 飲酒者の状況
 - (1) 飲酒習慣のある者の状況
 - (2) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
 - (3) 妊娠中の飲酒状況
 - (4) アルコール依存症者の状況
 - (5) アルコール性肝疾患の状況
- 3 アルコール関連問題の状況
 - (1) 未成年者の飲酒による補導状況
 - (2) 泥酔者等保護状況
 - (3) 飲酒運転検挙者数
 - (4) 飲酒運転による事故発生件数

第3章 県計画の重点課題

1 基本的な考え方

- ・県民一人一人がアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識の普及啓発が必要。
- ・アルコール依存症については、誤解や偏見により、本人や家族がアルコール依存症を認めたがらない、といった指摘があり、相談支援体制整備が必要。

2 重点課題

- (1) 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する

- ① 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に対する教育・啓発
 - 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合（男性19.8%、女性26.2%）を、健康ちば21（第2次）（男性18.6%、女性20.7%）まで減少させるような取組の推進としての教育・啓発の実施。
 - ② 特に配慮を要する者（未成年、妊産婦）に対する教育・啓発
 - 国の目標値である未成年・妊産婦までの飲酒を0にするための、教育・啓発等取組の推進
 - ③ アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発
 - アルコール依存症に対しての正しい知識・理解の啓発
- (2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備
- 予防するための早期介入の取組として、地域モデルの確立に向けた調査研究や人材育成を行う。
- ① 相談支援体制の整備と周知
 - 相談拠点機関を設置し、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした相談支援体制の整備をおこなう。
 - 地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、地域の実情に応じた連携体制を構築する。
 - 一般医療機関と専門医療機関との連携を促進する。
 - ② アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備と周知
 - 県において治療等の拠点となる専門医療機関の整備の促進
 - 医療関係者の技術の向上に取り組む

第4章 基本的施策

1 アルコール健康障害についての予防を目的とした教育の振興等

(1) 学校教育等の推進

学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。

- 小学校から高等学校における教育
- 大学等に対する周知
- 保護者向け啓発の推進

(2) 職場教育の推進

交通労働災害防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクを事業所へ周知する。

- 健康診断実施時における普及啓発パンフレットの配布

- (3) 県民向け普及・啓発の推進
 - 妊産婦に対する普及・啓発の推進
 - 高齢者に対する普及・啓発の推進
 - 県民向け普及・啓発の推進
- 2 不適切な飲酒の誘因の防止
 - 未成年者や妊産婦などへの酒類販売・供与・提供の禁止
 - 少年補導の強化
- 3 健康診断及び保健指導
 - アルコール健康障害に関する保健指導の推進
 - 医療機関と産業保健スタッフとの連携
- 4 アルコール健康障害に係る医療の充実等
 - (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上
 - アルコール健康障害に関する専門医療機関の選定
 - 人材育成
 - (2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
 - (1) 飲酒運転をした者に対する指導等
 - (2) 暴力・虐待・自殺未遂等をしたものに対する指導等
- 6 相談支援等
 - (1) 相談拠点機関等の整備
 - ① 精神保健福祉センター
 - 相談拠点機関としての位置付けと役割
 - 支援者人材育成研修
 - 民間団体の活動に対する支援
 - ② 健康福祉センター（保健所）
 - 地域における相談窓口としての位置付けと役割
 - 相談支援体制の周知
 - 民間団体の活動に対する支援
 - (2) 相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備
- 7 社会復帰の支援
 - (1) 就労および復職支援
 - (2) アルコール依存症からの回復支援
- 8 民間団体の活動に対する支援（再掲）
- 9 人材の確保等（再掲）
- 10 調査研究の推進（再掲）

第5章 計画の推進体制

- 1 関連施策との有機的な連携
- 2 計画の推進体制
- 3 計画の進行管理と見直し

骨子案に関する意見

所属

記載者氏名

項目

第〇章 〇〇 100 (1)〇〇

意見・提案等